

給与の支給基準等の改定に係る説明

旦野原 2月17日(月)

18:00～第1大講義室

挟間 2月19日(水)

18:00～臨床大講義室

説明会開催決定！

組合の視点

説明会で言い訳はいりません

**経営責任を**

経営者は果たして下さい。

あなたも説明会にご参加を！

ひとりでも多くの加入が必要です

**大分大学教職員組合**

大学をよくするには、あなたの声が必要です

TEL・FAX: 097-554-7998 E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

2014年2月13日発行

# 大分大学の論点

あなたの知らない法定福利費の話

法人は私たちの

法定福利費を

自分のものに

しようとしています

**理由**  
はこれだ

今になって約束はしていないと言いだしました。

論点 法定福利費余剰分が教職員に返還されません

**法定福利費**

——法人が教職員のために支出する、法律で定められた福利厚生費のこと。法人負担は給与の約13%。医療保険や年金保険、労災保険などからなる。給与の削減によって、法人が保険者に収める負担も軽くなる。法人によれば1年あたり約9千万円の余剰分がある。

**給与減額**

——大分大学では、2012年5月から実施。平均で助手・助教級4.8%、講師・准教授級7.8%、教授級9.8%、全体で7.8%減額された。

**保険者**

——保険の給付を行う保険事業の運営者のこと。文科省共済組合など。なお被保険者は私達教職員である。

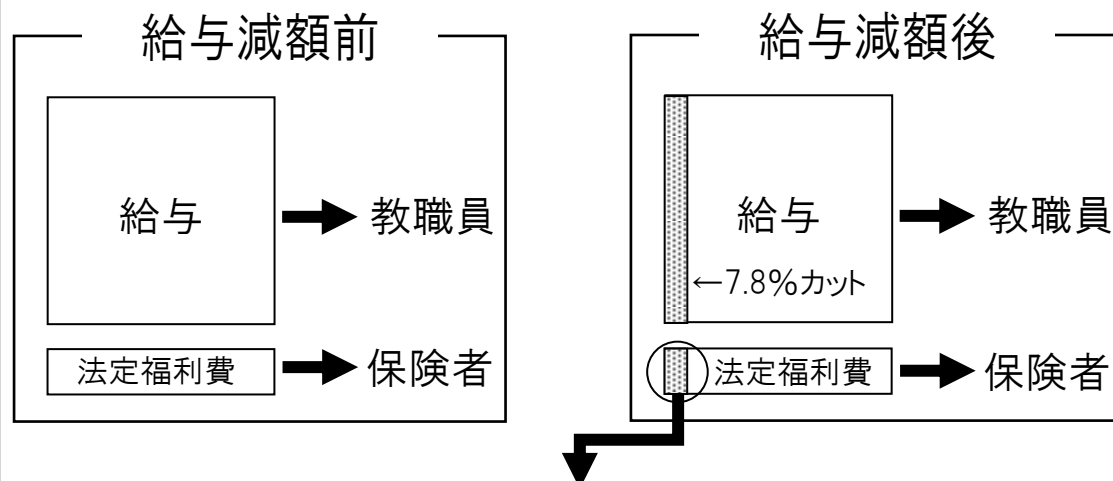
**昨年度は勤勉手当で返還**

——2012年12月の勤勉手当は、法定福利費の余剰分を原資として増額された。一般職員で見ると、成績区分が「良好」で12.5、「優秀」で25、「特に優秀」で30ポイント引き上げられた。

**今年度は返還しない**

——2014年1月9日の団体交渉において岩切理事が発言している。

# 1. 法定福利費は余っている



法人が負担せずに済む法定福利費の余剰分  
＝1年あたり9千万円

# 2. 昨年度は勤勉手当で返還

…勤勉手当の支給率を成績区分ごとに上乗せして法定福利費の余剰分を返還

# 3. 今年度は返還しないと明言

…返還が1年限りであるとは今まで説明していません

## 十分な説明責任を果たさなかった法人には、 余剰分を返還する経営責任があります。

**問題**  
はこれだ

余剰分は返還可能なのに  
に行おうとしません。

論点 他大学では様々な方法で返還しています

# 4. 給与削減の早期取り止め

- 昨年12月で取り止め…北海道教育大学
- 本年1月で取り止め…徳島大学、山形大学、東京農工大学
- 本年2月で取り止め…福岡教育大学

# 5. 勤勉手当による返還

- 昨年6、12月の勤勉手当の減額なし…埼玉大学、一橋大学
- 昨年6月の勤勉手当の減額なし…東京学芸大学
- 昨年12月の勤勉手当の減額なし…名古屋大学、名古屋工業大学
- 昨年12月の勤勉手当の削減率軽減…愛媛大学、九州大学、静岡大学

# 6. 一時金や手当による返還

…島根大学、山口大学、岡山大学など

**早期取り止め**

——なお、給与削減が行われた昨年度でみると、福岡教育大は2013年2、3月の給与削減を取り止めていた。

**勤勉手当による返還**

——ほかに、京都大や北海道大でも勤勉手当の削減率が軽減されている。なお、勤勉手当だけでなく、毎月の給与の削減率を軽減した実績のある大学には、愛媛大、岡山大、宮崎大などがある。大分大学は全国でも早くから給与削減を行っていることを考慮すると、同じ国立大学でも勤め先によって不公平な給与格差が存在することとなった。

**一時金や手当による返還**

——島根大と山口大は、昨年度末に一時金として教職員に返還した。岡山大をはじめ、茨城大や静岡大、秋田大などは地域手当などの手当を増額することで給与削減率を軽減している。